

2022年12月12日

各 位

会 社 名 日本シビックコンサルタント株式会社
代表者名 代表取締役社長 長崎 均
問合せ先 取締役執行役員企画管理部長 齊藤 明
(TEL 03-6366-1727)

当社に対する訴訟の終結に関するお知らせ

2022年9月29日付「当社に対する訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」にて公表した当社と大阪府との間の損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」）が終結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称：大阪府
- (2) 住所：大阪府中央区大手前二丁目1番22号
- (3) 代表者：大阪府知事 吉村 洋文

2. 訴訟の経緯

大阪府は、2014年6月19日付けで、当社に対して、大和川線シールド区間詳細設計案件における不法行為責任を理由として本件訴訟を大阪地方裁判所に提起しました。

また、2016年2月29日付けで、関連する工事区間の事業費が追加対策工事により増加したことを理由として、「6,189,741,835円及びうち損害賠償請求金額6,189,677,396円に対する2008年3月29日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員」の支払いを請求しました。

当社は、当社に不法行為はなく損害賠償責任はないものと判断して争ってきましたが、2021年3月26日付にて大阪地方裁判所（以下「第一審」）より、請求金額の一部である220,743,719円（損害賠償金194,295,318円に2009年11月30日から2014年8月19日までの確定遅延損害金26,448,401円を加えた金額）及び遅延損害金の支払いを命じる判決が言い渡されました。

大阪府は、この判決を不服として大阪高等裁判所に控訴を提起し、当社も附帯控訴を申し立てましたが、2022年9月29日に大阪高等裁判所（以下「控訴審」）より、請求金額の一部である623,699,650円（損害賠償金394,563,007円に2009年11月30日から2022年7月5日までの確定遅延損害金229,136,643円を加えた金額）及び遅延損害金の支払いを命じる判決が言い渡され、上告期限の経過により、本件訴訟は終結しました。

3. 確定した判決の要旨

本件訴訟の争点は、不法行為の成否（争点1）、過失相殺の成否（争点2）、損害及び因果関係の有無（争点3）であり、判決の要旨は次のとおりです。

(1) 争点1（不法行為の成否）について

- ① 第一次違法行為（主位的主張：滑動・転倒しない立坑を設計すべき注意義務違反）について

大阪府は、当社には、支保工事を行わなくとも側面の開削によって滑動・転倒しない立坑（自立立坑）を設計すべき注意義務に違反した過失があったと主張しました。

控訴審は、契約書その他の書面に、自立立坑を当社が設計すべきである旨の記載はなく、本件各立坑それ自体の設計に注意義務違反があったとする大阪府の主張を認めませんでした。

② 第一次違法行為（予備的主張：立坑の最適な構築方法を提案すべき注意義務違反）について

大阪府は、当社が提案したニューマチックケーソン工法は最適な構築工法ではなかったから、当社には、立坑の最適な構築工法を提案すべき注意義務に違反した過失があったと主張しました。

控訴審は、工期・工事費等の面でニューマチックケーソン工法よりも優位であり、現実採用することができた立坑の構築工法が存在したことについて具体的な主張立証がないため、大阪府の主張を採用しませんでした。

③ 第二次違法行為（説明義務違反）について

大阪府は、立坑の安定検討は当社の業務範囲であり、当社は立坑の安定性について大阪府に誤解を与えたのであるから、当社には、設計した立坑が側面を開削されることにより滑動・転倒するおそれがあることを明確に説明すべき義務があり、それを怠ったと主張しました。

控訴審は、当社の業務範囲には、側面の開削による立坑の滑動・転倒の有無及び程度の検討が含まれていたものというべきであり、当社には、側面開削後の本件各立坑の滑動のおそれ及び支保工事の要否について大阪府に誤解を生じさせる説明をした過失及びこの点の誤解を解消するに足りる説明をすべき信義則上の義務を怠った過失があるから、不法行為（使用者責任）に基づき、大阪府が被った損害を賠償すべき義務を負うべきであると判断しました。

④ 第三次違法行為（基本的安全性を欠く設計をした注意義務違反）について

大阪府は、当社が設計した立坑は土木構造物としての基本的な安全性を欠く瑕疵があったと主張しました。

控訴審は、当社が自立立坑を設計すべき注意義務を負っていたとはいえ、本件開削区間の工事に連続ケーソン工法を採用することなどによって、本件各立坑の滑動・転倒を防止することが可能であったから、本件各立坑に人の生命、身体を危険にさらすような基本的安全性を欠く瑕疵があったとする大阪府の主張を認めませんでした。

(2) 争点2（過失相殺の成否）について

控訴審は、大阪府には本件各立坑が滑動する可能性や本件各立坑に支保工事を行う必要性についての指摘を繰り返し受けていたにもかかわらず、その指摘が正しいのかの検討を尽くすことなく、本件トンネル工事を進めていったという過失があり、その過失は損害の発生に相当程度寄与したと評価しました。

一方、大阪府は、専門性の高い本件トンネル工事を実施するに当たり自ら設計を行うことが技術的に困難であったため、その業務を委託したのであり、その業務を受託し、かつ高度の専門性を有する当社の説明義務違反により発生した損害については、当社が第一義的責任を負うべきであると判断されました。そのため、大阪府の責任が当社の責任を上回るものと評価するのは相当ではなく、各事情を総合考慮し、損害の公平な分担という見地から判断すると、本件における過失割合は、大阪府が4割、当社が6割とするのが相当というべきであると評価しました。

(3) 争点3（損害及び因果関係の有無）について

控訴審は、当社の説明義務違反と相当因果関係のある大阪府の損害は、大阪府が実

際に支出した費用34,010,387,096円から連続ケーソン工法を採用した場合に想定される費用29,174,271,525円及び出水対策工法（凍結工法と薬液注入工法）の費用4,178,510,558円を控除した657,605,013円と認定しました。

この損害に4割の過失相殺をすると、損害賠償金は394,563,007円となり、これに2022年7月5日までの確定遅延損害金229,136,643円を加えた623,699,650円及び損害賠償金394,563,007円に対する2022年7月6日から支払済みまでの遅延損害金の支払を命じました。

4. 損害賠償金及び遅延損害金の支払い

上記控訴審判決を受けて、2022年10月14日に大阪府から当社へ道路事業弁償金として629,158,672円（623,699,650円に2022年7月6日から支払日である2022年10月14日までの遅延損害金5,459,022円を加えた金額）の請求があり、当社は、同日中に全額を支払いました。

5. 当社の見解と今後の対応

本件訴訟では、第一審及び控訴審を通して、当社の設計に注意義務違反、すなわち設計瑕疵はなかったことが認められました。また、損害賠償請求金額の大半を占めていた追加対策工事である出水対策工法(凍結工法と薬液注入工法)の費用についても、当社の設計や説明義務違反との因果関係は否定されました。

一方、第一審と同じく控訴審においても、当社には一定の説明義務違反があったと判断されましたが、過失割合は、第一審と控訴審では判断に大きな差がありました。第一審では、大阪府に相当の知識と経験があることを前提とすれば、大阪府の注意義務違反の程度は重大であり、その過失割合は、大阪府が8割、当社が2割と判断されました。しかし、控訴審では、前述のとおり一転して大阪府が4割、当社が6割という判断が下されました。当社としては、事業実施者として事業の成否に対して責任を負う大阪府の責任及び能力を過小評価したものであると考えており、大変遺憾に存じます。

しかしながら、当社は説明義務違反があったとされた控訴審の判決を厳粛に受け止め、今後このような説明義務違反が二度と発生しないように、技術者倫理に基づいた行動と品質管理システムの運用を改めて徹底し、お客様及び関係者の皆様の信頼回復に努めてまいります。

以 上